

消防団員の処遇等に関する検討会（第3回） 議事概要

1 日時 令和3年3月12日（金） 13:00～14:40

2 場所 オンラインによる開催

3 出席者

【委員】（座長を除き50音順）

室崎益輝座長、秋本敏文委員、安達由紀委員、石橋毅委員、太田長八委員、荻澤滋委員、
小出譲治委員、重川希志依委員、山内博貴委員

※花田忠雄委員は欠席

4 議事概要

（1）事務局より資料のご説明

（2）委員等ご発言

【太田委員】

- 町村会として、中間報告骨子案には概ね了解。ただ、消防団の活動や財政事情は地域により様々であるため、消防庁が示す標準額に満たない団体に対して、強制したりペナルティを課したりしないでいただきたい。
- 報酬の引上げを強力に働き掛けることは理解したが、地方財政は新型コロナウイルス感染症の影響で一段と厳しい。国費での直接補助は困難と承知しているが、交付税などあらゆる手段で支援をお願いしたい。地方では常備消防が脆弱で、消防団への期待やそれによる負担も大きい。特に町村に配慮した財政措置をお願いしたい。
- 出動手当を出動に応じた報酬とすることに伴い課税対象となり得ることについて、できるだけ非課税か低い税率にしていきたい。

【事務局（名越室長）】

- 法令上、報酬額等は条例で定めることとされているため、強制・ペナルティはできない。災害が激甚化・多様化する中で団員減少が進み、団員の負担が大きくなり、若者が入団しない状況である。金銭的な処遇改善も重要であるため、様々なバリエーションはあると思うが、消防庁が示す基準に沿ってしっかりと処遇をしていただきたい。
- 財政措置上の配慮は重要と考えており、中間報告骨子案にも記載した。
- 税率は所得税法で定められているため、非課税は難しいと思っている。税率は累進課税で、(源泉徴収では)月額88,000円までは3.063%と承知している。一般の団員で月額88,000円を超えるケースはあまりないと思われる。いただいたご意見も含めて、国税庁と協議したい。

【秋本委員】

- 調査結果のとりまとめ、考え方の整理等、消防庁のがんばりに感謝申し上げる。前回までの資料を全国の消防団に示しながら意見を聞いているが、団長から、「市や議会と話すと、財源への懸念が示される」と聞いている。報酬や手当の財源がないから団員を減らす、ということになったら困る。財源手当ををよろしくという空気が強いと思う。
- 消防団運営費については、市町村がしっかりと予算措置することが、報酬や出動手当（の個人への直接支給）につながっていく。重要な指摘だと思う。
- 団員が万が一殉職された際の補償や、殉職された団員の子弟の奨学金制度など、日本消防協会において福祉共済事業等としてすでにやっているが、こういった不測の事態に対する備えについても、今後議論したい。

【室崎座長】

- 団員の処遇を総合的に考えるのは重要。（殉職者への補償等の検討については）最終報告に至る過程で示せば、と思う。

【小出委員】

- 中間報告骨子案については概ね了解。市原市において、平成 30 年度に報酬・手当を交付税単価に引き上げたときに約 2,000 万円の増額計上となった。国による財政措置は検討してほしい。
- そういう処遇改善は既にやっているが、団員数は減少傾向にある。消防団活動の在り方を今後検討する必要がある。

【安達委員】

- 資料で「出動手当を支給しない活動の例」があったが、鳥取市では、これらの活動は出動手当の支給対象となっている。支払われていない団体においては、出動に応じた報酬を支給するのが望ましいのでは。
- 多くの団体が年額報酬を個人に直接支給している。一方で、すべてを個人支給にすると運営費が減少するというデメリットもある。私たちの女性分団でいうと、啓発劇の材料費がなくなり、個人で出さないといけなくなる。個人支給に加えて、分団への支給もしてもらえると助かる。

【事務局（名越室長）】

- 各団体の実情があるとは思うが、団員の方に負担をかけない形で、消防団活動に必要な経費は自治体がしっかりと予算措置するよう助言していきたい。

【石橋委員】

- 中間報告骨子案については概ね了解。財政措置について、特定財源で措置してもらえれば、市町村において消防団に関して幅広く活用できる。
- 出勤報酬の支給単位は、1日当たりにすると、1日に複数回出たときにどうするのが問題となる。1回当たりにしてもらえればいいと思う。
- 消防団員のなり手がいない要因として、操法訓練の負担が大きいことがあり、地域によっては親が入団を断ることもある。操法訓練について、良い案があればお示しいただきたい。
- 資料の中で、出勤手当が支給されない活動の例が5つ挙げられているが、これらについても「その他」の出動であることを明確にすると、事務方も処理がしやすいのではないかと。

【事務局（名越室長）】

- 特定財源の話は非常に貴重な意見であるが、消防団員も地方公務員であり、公務員の給与は一般財源を充てるのが原則なので、ハードルが高い。地方財政措置については引き続き検討したい。
- 支給方法は、地域の実情に応じて、「1回当たり」とした上で1日に複数回出たら回数分支払う、などとするのも自治体の裁量の範囲。ただ、1日7時間45分で幾らと決めた額と均衡のとれた額にしていきたい。
- 操法訓練が大変だという意見は多く届いており、国会でも質問があった。こういった意見は大切だと考える一方、訓練も大切。しかし、過度に訓練を行うことで団員がやめてしまうのは逆効果だという指摘も真摯に受け止めなければいけない。各団体の事例を調べるなどした上、検討会後半戦で訓練の在り方や操法の在り方についても議論する機会を持たせたいと考えている。

【山内委員】

- 中間報告骨子案については概ね了解。ただし、処遇改善のひとつに交付税措置額に実態（市町村の支給額）が伴っていないという議論があるなか、具体的な額は市町村において定めるところの記載が、それが理由となって改善されずに元のままではいけないので、中間報告の中身にも一定の具体性を持たせる必要がある。
- 中間報告骨子案の「具体的な額は、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること」という記載について、あえてここに「災害出勤」と書いていないのは、災害出勤にもいろいろあるし、訓練出勤でも出勤手当を支給している団体があるので、判断を自治体に委ねる意味で書いていないと思うが、書かないことの重要性和、反面、具体性との比較が重要となってくると

思う。

- 中間報告骨子(案)の消防団の運営費について、「消防団活動に必要な経費」の箇所に「運営」を入れて「消防団活動、運営に必要な経費」にすると、項目名「消防団の運営費」の運営費と整合ができ、より具体的になるし、あえて言うならば「消防団並びに分団の運営に必要な経費」にすると中身が具体的になってくる。
- 訓練の在り方についても団長、分団長から色々な意見があることは承知している。京都市の場合は分岐管やトランシーバーを活用したり、安全靴を使ったり、近代化、軽量化に合わせて現場活動に即した訓練をしている。訓練は必要だと思うが、団員の皆さんにとってより実践に即した訓練になるようなことを議論してほしいと思っている。

【室崎座長】

- 私の個人的意見として、消防団員の報酬の話は、社会が消防団をどう評価するかだと思っている。その上で今までの社会的評価は、予算措置も含めて、とても低いと思っている。まさに消防団がいなければこれからの災害の時代は乗り切れないという状況の中で、今までの実費弁償的な考え方や、消防団員の方自身の謙虚な気持ちに甘えていて、報酬や出勤手当がすごく少ないのではないか。
- 財政状況の厳しい中ではあるが、もっとしっかり社会的評価として財政面でも支えていくという考え方が必要ではないか。7,000円よりももう少し上げてもいいのでは。

【荻澤委員】

- 今回の中間報告で、初めて消防庁として標準的な額を示すということに大きな意味があると思っている。市町村では特に今は新型コロナウイルス感染症対策という大事な仕事があるので、どうしても消防団員の処遇の方にお金が回らないという状況は理解しているが、いま一度、優先順位の見直しを後押しする意味でも、単なる交付税の計算の基礎額ではなく、消防庁として標準的な額を示していきたい。
- 財政措置については、現在も普通交付税で措置をしつつ、標準的な団員数よりも団員数が多い団体には特別交付税を措置している。こういったことも参考にしながら、実際の出動報酬をどのように考えていただけるかのご意見を伺いながら今後の財政措置について検討していきたい。

【秋本委員】

- 操法訓練が話題になるが、消防団の活動は、消火活動だけでなく、救急や救助活動、避難所運営があり、また気象情報などその地域の自然的な条件等を織り込みながらの判断など、とても幅広くなってきており、団員それぞれが得意分野で活躍するのが消防の総合力になっている。
- ポンプ操法については、原点である操法の技術を習得することの大切さや操法大会を通じた団結、つながりなどが生まれるというご意見も伺っている。そういった点も踏まえながら、今後議論していきたい。

【重川委員】

- 地域住民の防災リーダー育成のために様々な防災の研修会が行われているが、消防団の方を対象とした研修・訓練があまり行われていない。幅広い専門的な技術と知識が身につく普通の活動で生かせるとやりがいにつながっていく。消防本部や自治体で研修、教育、訓練の範囲を広げていくことや、社会の防災ニーズ、消防団員のやる気を満たしていくことが重要。
- 仕事がある中での消防団活動、夜中や早朝でもいつ呼び出しがあるかわからない状況で、活動時には丸一日拘束される場合もある。そういった状況で 7,000 円というのは、財政の問題はあると思うが安すぎるのではないか。
- 支給単位はできるだけシンプルにすることが重要。1日 7.5 時間以下や複数回の出勤であったとしても、1日単位で計算をするのが手始めとして妥当なのではないか。

【事務局（名越室長）】

- 基礎的な操法訓練については一定の重要性が引き続きあるものの、バランスの取れた訓練や勉強などが求められてくると思っている。
- 出勤報酬の標準額については、課税の部分も整理しながら、次回どういう形で示せるか検討していきたい。
- 支給単位については、各地域で色々な実情があると思われるため、基本、実災害については今後消防庁が示す1日当たりの標準額をベースに、災害の現場で火災や風水害に対応する大変さと、その他の訓練や予防の大変さをある程度各地域でご検討いただき、均衡の取れる額にさせていただくというのが重要。

【重川委員】

- 中間報告骨子案にもあったが、消防団の運営に必要な経費と個人で支払うべき経費を分

けるというのは非常にいいこと。アマチュア無線の免許取得費用やガソリン代などの本当に活動に必要な経費と、懇親を深めるための旅行代や飲み会代の区別を明確にしないと、問題点がすっきりしないのではないかと。その辺りも検討していくべき。

【太田委員】

- 4月以降の、訓練や活動内容の見直しに関する議論は大変重要な課題になってくる。当町での消防団員の確保に対しても大きな課題となっているので、4月以降、意見を述べたいと思っている。

【小出委員】

- これからの団員確保については、処遇改善や、消防団としての価値を地域の皆さんにお伝えできるような仕組みをつくっていくべき。4月以降の検討会でも色々と議論していきたい。

【荻澤委員】

- 概ね中間報告骨子案については委員の皆様のご了承を得たと認識している。引き続きご指導よろしくお願ひしたい。
- 先ほど小出委員から市原市で大幅な条例改正を行ったにも関わらず団員数が減少しているとのお話もあったので、消防庁として、広報や消防団活動の在り方についても何かできることはないか、年度明けの後半戦でご指導いただきたい。

以上